

# 子どもたちを守るために

## インターネット上で子どもたちを守るためには 何ができるか？

親は子どもたちのインターネット体験に関わりを持つ必要がある。インターネット上で自らをどう扱えばいいのかを子どもたちに教えることが重要である。また、インターネット上で子どもたちの独立を保ちつつ、親が子どもたちのインターネット体験を導くのを助けるために、フィルタリング・ソフトのパッケージやウェブサイト・レイティング（格付け）の仕組みがある。



ECPAT International

File Edit View Go Communicator Help

Back Forward Reload Home Search Ecpat Internet Email Print Stop

Bookmark Go to: <http://www.ecpat.net/childpornbook.html> What's Related

## 意識向上：ネットスマート・ルール（Net Smart Rules）

多くの国では、既にエクパット・グループや他の団体がインターネット上の安全について意識を高めるプログラムを若者や大人と一緒に始めている。

これらのプログラムが推進している子どもたち向けのインターネット利用ルールの1つに「ネットスマート・ルール」がある<sup>1</sup>。

- ◆あなたの親や保護者が具体的に許可しない限り、インターネット上で出会った誰に対してもあなたの自宅の住所、電話番号又は学校名を決して教えないこと。
- ◆あなたの親や保護者にまず確認を取らない限り、誰に対してもあなたの写真、クレジット・カードや銀行口座の詳細その他のどんな情報も決して送らないこと。
- ◆たとえ親友であろうと、誰に対してもあなたのパスワードを決して教えないこと。
- ◆あなたの親や保護者からまず承認を得ない限り、決して誰とも実際に会う約束をしないこと。そして、初めて会う時にはあなたの親や保護者について来てもらい、必ず公共の場所で会うこと。
- ◆あなたを不快にしたり不安にしたりすることを発言したり書いたりする人がいるチャットルームや会議には決して出入りしないこと。そして、そのようなことがあったら必ずあなたの親や保護者に報告すること。
- ◆卑わいな、きわどい又は粗野な電子メールやUsenetグループの投稿に決して返信しないこと。
- ◆オンラインで罵詈雑言や不快な画像を見掛けたら必ずあなたの親や保護者に伝えること。
- ◆常にあなた自身でいること。そして、他人のふりをしたりあなたの人物像を偽ったりしないこと。
- ◆誰かが信じられない程いい申し出をしたとしたら、それは恐らく信じてはいけないものであるということを常に忘れないこと。



1 NCH Action for Children (<http://www.nchafc.org.uk>)を参照。

# フィルタリング/レイティング・ソフトのパッケージとはどのようなものであるか？

## フィルタリング・ソフト

レイティング及びフィルタリングのソフトは年少のユーザーにとって有害となる可能性のあるコンテンツを識別するためのものである。これらのソフトは親や保護者が有害と考えるサイトを子どもたちが訪れないようにすることを可能にする。それは表現の自由を疎害したり、大人に対して見たいものを見せないようにしたりすることを意図しているのではない。

レイティング及びフィルタリング・ソフトは、それぞれのユーザーが自らの基準や自国の文化を適用することができるようにするために、文化的に中立でなければならない。また、これらのソフトは限られたコンピュータ・スキルしかもたない親でもインストールができるよう、安価で使用方法が簡単である必要がある。

最初期のフィルタリング・ソフトは全く洗練されておらず、キー・ワードに基づいて動作するものであった。そのため、ポルノ・サイトと医学サイトとを区別することができなかった。最近のソフトははるかに改善されている。中には、「スパイダー」と呼ばれる自動プログラムを利用しているものがあり、このプログラムはインターネットを泳ぎ回って、それぞれのサイトにどのような情報が載っているかを調べる。別のプログラムでは実際に人がサイトを見て回って、コンテンツを確認する。両方のタイプのプログラムともサイトをカテゴリーに分類するのが普通であり、カテゴリーごとにアクセスが制限され得ることになる。しかし、依然としてソフトの多くでは、テキストが伴っていたり、フィルタリングのための格付け人が実際にサイトを訪れてチェックをしたりしていない限り、露な画像を選別することはできない。

フィルタリング・ソフトには主要なモデルが3つある——ブラックリスト化、ホワイトリスト化、中立的ラベリングである。ブラックリスト化はリストに載っているサイトへのアクセスを遮断するもので、逆にホワイトリスト化はリストに載っているサイトへのアクセスのみを許可し、その他のアクセスは全て遮断する。中立的ラベリングの場合、サイトにはラベルが張られるか、格付けがされるかするが、そのレイティング・システムをどう使うかはユーザーに委ねられる。

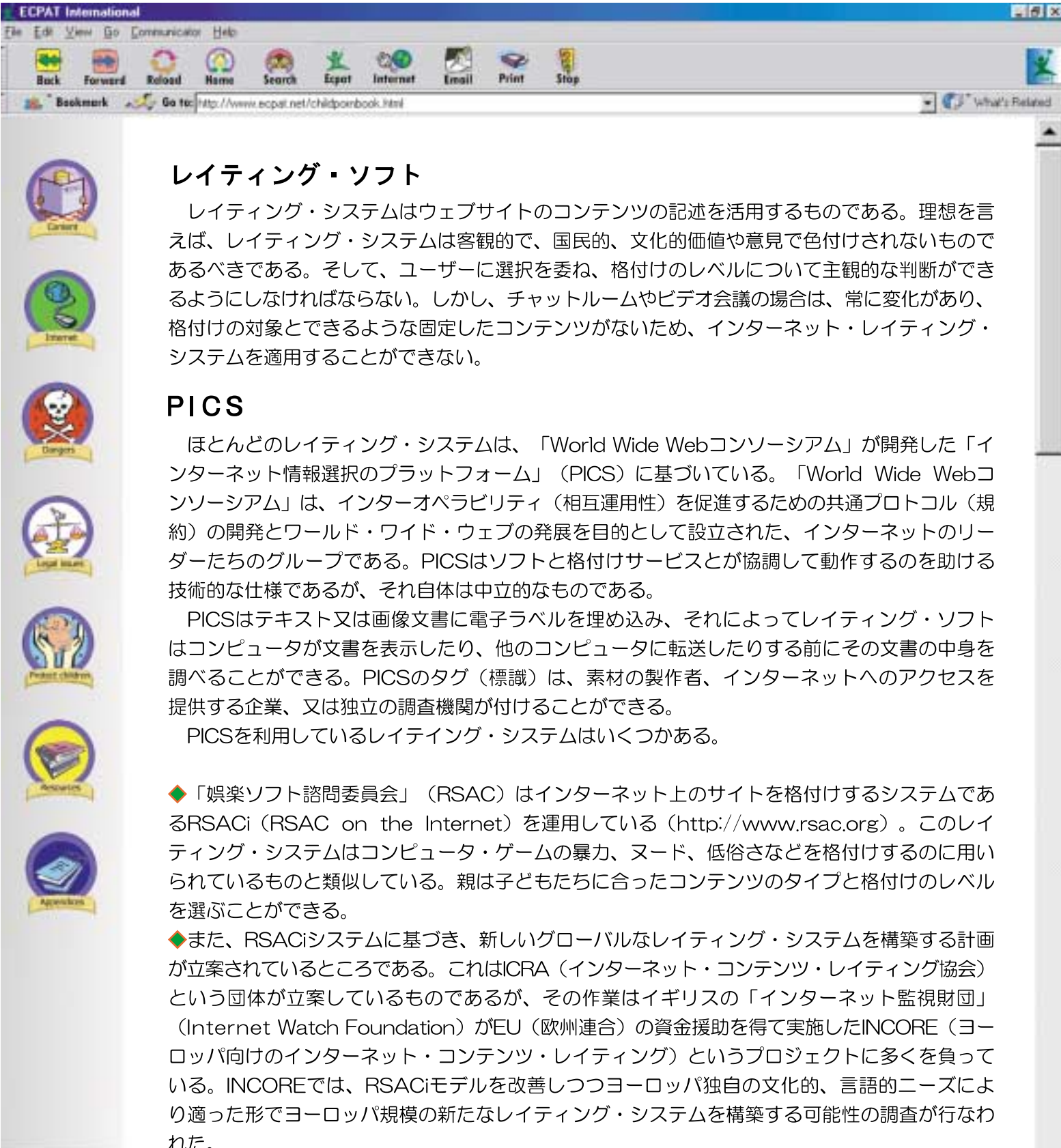
ブラックリスト化の技法は例えば、「サイバーパトロール」というソフトで用いられている。「サイバーパトロール」は約1万のサイトを12のカテゴリーに分類しており、親はその中のどのカテゴリーへのアクセスを遮断するかを選択することができる。

ホワイトリスト化の場合、ユーザーが具体的に指定したもの以外のサイトへのアクセスは全て遮断される。この技法は非常に制限的なものであるが、それだけ安全であり、特に、とても幼い子どもがインターネットを利用する場合にはいい選択である。

日本では、「財団法人インターネット協会」がPICS（30ページ参照）に準拠したフィルタリング・システムを開発し、インターネット上で無償配布している

(<http://www.nmda.or.jp/enc/rating/index.html>)。





ECPAT International

File Edit View Go Communicator Help

Back Forward Reload Home Search Ecpat Internet Email Print Stop

Bookmark Go to: <http://www.ecpat.net/childprobook.html> What's Related

## レイティング・ソフト

レイティング・システムはウェブサイトのコンテンツの記述を活用するものである。理想を言えば、レイティング・システムは客観的で、国民的、文化的価値や意見で色付けされないものであるべきである。そして、ユーザーに選択を委ね、格付けのレベルについて主観的な判断ができるようにしなければならない。しかし、チャットルームやビデオ会議の場合は、常に変化があり、格付けの対象とできるような固定したコンテンツがないため、インターネット・レイティング・システムを適用することができない。

## PICS

ほとんどのレイティング・システムは、「World Wide Webコンソーシアム」が開発した「インターネット情報選択のプラットフォーム」(PICS)に基づいている。「World Wide Webコンソーシアム」は、インターオペラビリティ(相互運用性)を促進するための共通プロトコル(規約)の開発とワールド・ワイド・ウェブの発展を目的として設立された、インターネットのリーダーたちのグループである。PICSはソフトと格付けサービスとが協調して動作するのを助ける技術的な仕様であるが、それ自体は中立的なものである。

PICSはテキスト又は画像文書に電子ラベルを埋め込み、それによってレイティング・ソフトはコンピュータが文書を表示したり、他のコンピュータに転送したりする前にその文書の中身を調べることができる。PICSのタグ(標識)は、素材の製作者、インターネットへのアクセスを提供する企業、又は独立の調査機関が付けることができる。

PICSを利用しているレイティング・システムはいくつかある。

- ◆「娯楽ソフト諮問委員会」(RSAC)はインターネット上のサイトを格付けするシステムであるRSACi(RSAC on the Internet)を運用している(<http://www.rsac.org>)。このレイティング・システムはコンピュータ・ゲームの暴力、ヌード、低俗さなどを格付けするのに用いられているものと類似している。親は子どもたちに合ったコンテンツのタイプと格付けのレベルを選ぶことができる。
- ◆また、RSACiシステムに基づき、新しいグローバルなレイティング・システムを構築する計画が立案されているところである。これはICRA(インターネット・コンテンツ・レイティング協会)という団体が立案しているものであるが、その作業はイギリスの「インターネット監視財団」(Internet Watch Foundation)がEU(欧州連合)の資金援助を得て実施したINCORE(ヨーロッパ向けのインターネット・コンテンツ・レイティング)というプロジェクトに多くを負っている。INCOREでは、RSACiモデルを改善しつつヨーロッパ独自の文化的、言語的ニーズにより適った形でヨーロッパ規模の新たなレイティング・システムを構築する可能性の調査が行われた。



◆「セーフサーフ」(Safe Surf)はRSACiよりも多くのカテゴリーを用いており、独自の格付け基準を有している。「セーフサーフ」は多くの場所にミラー・サイトを置いており、それらのサイトではウェブサイト運営者が格付けのための質問票に記入をする。各カテゴリーごとに9つのレベルが厳密に年齢に基づいて設定されている。

◆日本では、「財団法人インターネット協会」がRSACiをベースとしたレイティング基準である「Safety Online」を策定している。RSACiの基準に従った「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」の4つのカテゴリーに加えて、これら4つのカテゴリーでは網羅できない有害コンテンツへの対応として、「その他」を設けたことが特徴である。同協会はこの「Safety Online」に基づくラベル・データベースを構築しており、2001年12月現在で40万URL以上の有害サイトを登録している。

### セルフ・レイティング (自己格付け)

セルフ・レイティングの場合、コンテンツ提供者が自らのサイトに関する情報を提出して、格付けコードを与えられる。格付けはコンテンツ提供者自身が行なうが、このシステムを運用する組織は格付けの正確性を確認する権利を持っている。自発的なセルフ・レイティングは「良循環」を生み出すため、奨励されるべきである。つまり、レイティング・ソフトを利用するインターネット・ユーザーが増えれば、サイトの格付けを始めるコンテンツ提供者が増え、そうなればレイティング・ソフトを利用する誘因となり云々、という訳である。

日本では、「財団法人インターネット協会」がセルフ・レイティング・ツールをインターネット上で公開している (<http://fs.pics.enc.or.jp/ratwiz/index.html>)。コンテンツ提供者は自分のホームページに当てはまる項目をチェックしていくことで、容易にセルフ・レイティングを行なうことができる。

### ISPによるフィルタリング

ISPがフィルタリング・ソフトをインストールするということもあり得る。ISPがフィルタリングを管理する場合、それをすり抜けた違法コンテンツに対してISPが責任を問われる可能性がある一方で、ユーザーはコンテンツについて判断するのを他人に頼らなければならなくなる。フィルタリングをユーザー自身が行なう場合には、フィルタリングされるコンテンツに対してユーザー自身がコントロールできるが、コンテンツに対する責任はその提供者が負うことに変わりはない。ISPベースのフィルタリングは、特にアメリカで人気が高まっており、いくつかの宗教団体が自らシステムを構築している。同様のサービスはイギリスやドイツにもある。

日本では、新潟県において、県警察本部、教育庁、県福祉保健部、学校長会、市町村教育委員会、ISP、青少年育成団体、有識者らによって「新潟県スクールネット防犯連絡協議会」が運営されている。同協議会が違法・有害情報の監視を行ない、同協議会のフィルタリング・サーバーに有害情報を登録し、このデータに基づき参加ISPが学校や家庭にフィルタリング・サービスを提供している。

## 現在何がなされているか？



インターネットの本質から言っても、多くの管轄区域の職員の間で広範に協力がなされることが求められる。ホットラインやISPの行動規範は、子どもを搾取するウェブサイトの通報を促したり、排除したりする上で助けとなる。ホットラインは地元の法執行機関や、税関組織やインターポールといった国際執行機関と協力して運営されることが多い。

### ホットライン

ホットラインは、子どもを搾取するウェブサイト、ニュースグループの投稿や子ども搾取者についての一般市民からの通報をインターネットや電話、書面、ファックス、郵便を通じて受け付けるものである。ホットラインは子どもポルノや子ども虐待者との闘いにおいて大きな成功を収める可能性を持っている。イギリスでは、「インターネット監視財団」がホットラインを立ち上げた1996年12月から1999年末の間で、ホットラインに寄せられた情報を元に、ISPに対して2万件以上の削除が勧告された。

ホットラインは、不快なウェブサイトに対する苦情をどのように行なえばいいのかについて市民に助言する。また、ホットラインは発信者に対して不快なコンテンツの削除を要請したり、ISPに対してそのようなコンテンツの削除を勧告したりすることができる。さらに、法執行を勧告することもあるし、外国から発信されたコンテンツの場合には情報を当該国のホットラインや関係法執行機関に提供することもある。往々にして情報は、法執行機関を経由するよりもホットラインを経由する方が速く流れる。

また、ホットラインはレーティング・システムの開発の奨励、促進及び支援を行なう。インターネット・ユーザーに対してはホットライン・サービスに関して周知活動を行なっている。良いホットラインというものには全て業務に透明性があり、開かれた仕方で行なっている。

「欧州インターネット・ホットライン・プロバイダー連合」(INHOPE)はホットラインの新規開設を奨励、支援しており、ホットライン同士が効果的に協力できる方策を検討している。最終的な目標はホットラインのヨーロッパ・ネットワークを築くことである。



ホットラインの国際ネットワークが効果的に機能するためには、コンテンツに関する苦情の取り扱いに関する最低基準が盛り込まれるとともに、相互通知を規定した枠組合意が必要であろう。コンテンツが置かれている国のホットラインがそれを評価し、行動を取るべきである。この仕組みにより、コンテンツが違法であれば行動が取られることが確保される<sup>1</sup>。

日本では、国内の各ホットラインの実務担当者相互の情報共有や連携を目的として、2000年12月に「インターネットホットライン連絡協議会」が設立されている。

## ISPの行動規範

いくつかの国では、ISP団体がインターネット上の違法コンテンツに関する自らの役割と責任を明確にするために、行動規範の起草を行なっている。例えば、Eurolspa（ヨーロッパISP連合）はヨーロッパのISP団体が集まったものであり、ヨーロッパ10カ国からメンバーが出ている。つまり、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、イギリスであり、500のISPが代表されている。

欧州評議会の「視聴覚及び情報サービスにおける未成年者及び人間の尊厳の保護に関する勧告」はISP向け行動規範を起草するに当たって考慮されるべきポイントをいくつか提示している。

- ◆ユーザーはインターネット利用の基本的ルールとコンテンツ提供者の法的責任について知らされる必要がある。
- ◆未成年者は有害なコンテンツから保護されなければならない。
- ◆有害となり得るコンテンツが提供される可能性がある場合には、警告ページ、視覚的若しくは音声信号、ラベリング若しくは分類、又はユーザーの年齢確認のシステムなどの保護措置が講じられるべきである。
- ◆ISPはフィルタリング・ソフトのような親による管理手段を支援すべきである。
- ◆苦情を取り扱う仕組みが備えられるべきである。
- ◆ISPは人間の尊厳を侵す違法コンテンツと闘うための措置に対して効果的に支援をすべきである。
- ◆運営者と司法・警察機関との間の協力に関する基本ルールがISP向けに明記されるべきである。
- ◆行動規範の違反に対処するための手続きが盛り込まれるべきである。


1 Key Recommendations: Internet Content Summit, Bertelsmann Foundation, Germany, 1999.

ECPAT International

File Edit View Go Communicator Help

Back Forward Reload Home Search Ecpat Internet Email Print Stop

Bookmark Go to: <http://www.ecpat.net/childpornbook.html> What's Related



行動規範でISPの責任のどの側面が強調されるかは国によって異なる。イタリアの行動規範はISPの行動の自己規制に関する主要なポイント3つに焦点を当てている。即ち、責任、身元確認及び匿名性である。責任はインターネット上でコンテンツを提供する者に帰せられる。また、イタリアの行動規範は、責任の所在を特定するために、コンテンツ提供者を追跡できるようにすることと彼らの身元を確認することを求めている。しかし、それと同時に、個人のプライバシーと匿名性保護の重要性を強調しており、匿名性の維持と法執行職員の違法コンテンツ追跡活動への協力との間のバランスを考慮している。

イギリスの行動規範では、UK ISPA（イギリスISP協会）のメンバーは、「インターネット監視財団」（IWF）から特定の素材をウェブサイト又はニュースグループから速やかに削除するよう要請を受けた時には、合理的な時間内にその要請に従って削除をし、素材の発信者がそのISPの顧客であった場合には、同時に通知をしなければならないとされている。

アメリカでは、AOL（アメリカ・オンライン）やAT&Tをはじめとするいくつかの大手通信企業が共同して“Get Net Wise Safty Service”（賢いネット安全サービスを得よう）を提供している。これはあらゆる年齢向けの安全情報、近隣監視システム（Neighbourhood Watch system）及び法執行情報を提供するものである。

日本では、「社団法人テレコムサービス協会」がISP向けに「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」を1998年に策定している。同ガイドラインでは、ISPは発信者との利用契約に規定することにより、違法・有害情報の流通を知った場合、次の措置を講ずることができることとされている。

- ◆ 情報発信を止めるよう発信者に要求する。
- ◆ 発信を止めない場合、当該情報の削除等の措置を取る。
- ◆ 繰り返し発信が行われる場合、発信者の利用停止・契約の解除を行なう。





## 搾取と闘う上でソフトはどのように役に立つのか？

新しい技術やソフトは子ども搾取者に新たな道具をもたらしている一方で、法執行機関に対しても捜査を向上させる手段を提供している。今日ドイツは子どもポルノ製造者、頒布者及び収集者の電子メール・アドレスやニックネームを含む子どもポルノに関するデータを収めた複合的なデータベースを保持している<sup>1</sup>。

さらに、ドイツの警察はインターネットから収集した5万点を超える子どもポルノ画像もデータベース化した。これらの写真のほとんどは10年以上前のものである——新しい子どもポルノは往々にして最初は限られた者に配られるのである。ドイツの警察はこのデータベースから、画像を作るために少なくとも300人から350人の子どもたちが性的暴行を受け、写真に撮られたと推定している。

現在提案されている計画には、ある国で押収された子どもポルノが既に他の国のファイルに収められているかどうかを相互確認するシステムを作るというものや、ポルノ画像と過去の事件書類とをリンクさせるというものがある。



1 Combating Child Pornography on the Internet, Holder Kind, International Conference Combating Child Pornography on the Internet, Vienna. 29 September–1 October, 1999.

## あなたには何ができるか？

個人やグループで、インターネットを利用した子どもの搾取と闘う方法は数多くある。

### 法律の改善

子どもポルノに対しては寛容ゼロである！あなたの国の法律が十分なものであるかどうか、そして、子どもポルノの製造、頒布、さらに単純所持まで犯罪としているかを確認すること。

あなたの国の法律において「子どもポルノ」の定義が良いものであるかどうか、そして、擬似子どもポルノ（モーフィングされたポルノ）も対象としているかどうかを確認すること。

子どもの保護に関して可能な水準として最も高いものをあなたの国の法律に求めること。



### 法律の調和

各国間の法律の調和に関して可能な水準として最も高いものを確保するために、地域及び国際レベルでの立法〔条約など〕について議論するようあなたの国の立法者に促すこと。提案されている国際「サイバー犯罪条約」の採択と批准に向けてキャンペーンをすること。

〔訳注：21ページで説明した通り、既に採択され、日本も署名した（未批准）。〕

## 法執行

あなたの国にインターネットの犯罪利用と闘うことを専門とする警察部門が設置されるよう働き掛けること。このような部門には訓練と高性能のコンピュータ機材が伴う必要がある。

専門知識の共有と「サイバー警官」育成のための訓練を促すこと。警察部門に対して、外国の技術的ノウハウや子ども虐待者の追跡、発見手法を学べるよう、外国の担当者とのルートを確立、強化することを促すこと。



### イタリアの強制捜査

2000年3月、イタリア警察のテレコミュニケーション部は13人を逮捕した。40人についてはまだ捜査が継続中である。警察は第286/98号法律第14条で与えられた権限を使い、インターネットでのコミュニケーションを傍受するとともに、コンピュータ、フロッピー・ディスク及びビデオを押収し、相当量の子どもポルノを発見した。

エクパット・イタリアは子どもポルノに関するあらゆる情報をテレコミュニケーション部に提供した。



## ISP

あなたの地元のISPが子どもポルノに関する行動規範を定めているかどうかを確認すること。あなたの地元のISPに対してこの問題に関して警察や他のISPと協力するよう促すこと。

### オーストラリア

オーストラリアでは最近、「1999年放送サービス修正（オンライン・サービス）法案」が成立した<sup>1</sup>。これは禁止されているコンテンツに関わるISPの責任を明確化するものである。この法律では通常の電子メールとチャット・サービスは除外されている。子どもポルノを規制する目的から、子どもは16歳未満の者又は16歳未満に見える者と定義されている<sup>2</sup>。

この法律は2000年1月1日に施行されたが、違法コンテンツだけではなく、不快な素材及び成人向け素材も対象としているため、オーストラリア国内で強い批判を招いた。この法律では、ISPは対象コンテンツの存在を知った後でも削除をしなかった場合でなければ、自らのサーバーに置かれたコンテンツに対して法的責任を負わないことになっている。違法コンテンツが自らのサーバーに置かれていることを知らなかった時には刑事責任は発生しないのである。

個人はインターネット上のコンテンツに関する苦情をオーストラリア放送庁（ABA）に対して、同庁のウェブサイトから又はファックス、手紙又は電話で申し立てることができる。ABAはそのコンテンツが禁止対象に当たると判断した場合には（この判断は一般メディアに関する法律に基づいてなされる）、ISP又はコンテンツ提供者に通知をする。ISPは通知によって指定された時間内にそのコンテンツを削除するか、アクセスを遮断するかしなければならない。コンテンツが海外から発信されていた場合には、ISPは行動規範に基づき、アクセスを遮断するために「合理的な措置」を講じなければならない。その場合、外国の関係機関に情報提供をするために、オーストラリア連邦警察にもそのコンテンツに関して通知がなされる。

## ホットライン

あなたの地元のホットライン（45～46ページ参照）を支援すること、又は全国レベルの専門ホットラインの開設を促すこと。もしかしたら、あなたの地元のISPがやるかもしれない。

必要があれば、あなた自身でホットラインを開設すること。ホットライン間のネットワークを促すこと。

どんな場合でも子どもポルノを見付けたら適切な機関に通報すること。

1 法律全文については <http://scaleplus.law.gov.au/html/comact/10/6005/top.htm> を参照。

2 Approaches to Establishing New Hotlines – An Australian Perspective, Careth Grainger, International Conference Combating Child Pornography on the Internet, Vienna. 29 September–1 October, 1999.

## 通 報

「実証済みで正しい捜査手法は今でも前向きな成果をもたらすということを忘れてはならない。マニトバ州では、ウェイン・ハリソン刑事部長が捜査の大部分は市民からの通報がきっかけで始まっていると報告している。このことはカナダ全体に当てはまる。親、使用者、コンピュータ修理工場、配偶者といった様々な人々が問題のある素材に関する情報を提供している。

また、子どもポルノも通常の性犯罪捜査の過程で見付かっている。よって、伝統的な取り締まり手法は依然として効果的な道具である。警察はコンピュータのあれやこれやに惑わされてはならない。」

Innocence Exploited: Child Pornography in the Electronic Age. Canadian Police College, R.C.M.P. May 1998 (『搾取された無垢：電子時代の子どもポルノ』カナダ連邦警察・カナダ警察学校、1998年5月)

## ホットラインを開設するコツ

- ◆最初から、そしてプロセス全体を通して国の機関を関与させること。
- ◆ホットラインの担当地域内のISPを関与させ、コミュニケーションを取ること。ホットラインが日常業務を遂行するためには、彼らから受け入れられ、信用と支援を得る必要がある。
- ◆ホットラインの責任領域を法律で明確に定義された分野に集中すること。検閲をしようとしていると非難を浴びる可能性のある分野は避けること。
- ◆明確に定義され、しっかりとした理解が得られ、一般にアクセス可能な手続きを定めること。
- ◆同じような分野で取り組みをしている既存の組織の経験を集めること。
- ◆利用可能なコミュニケーション手段を全て使って、インターネット・ユーザーにサービスについて知らせること。



ECPAT International

File Edit View Go Communicator Help

Back Forward Reload Home Search Ecpat Internet Email Print Stop

Bookmark Go to: <http://www.ecpat.net/childpornbook.html> What's Related

Content

Internet

Dangers

Legal Issues

Protect children


Research

Appendix

## 家庭で

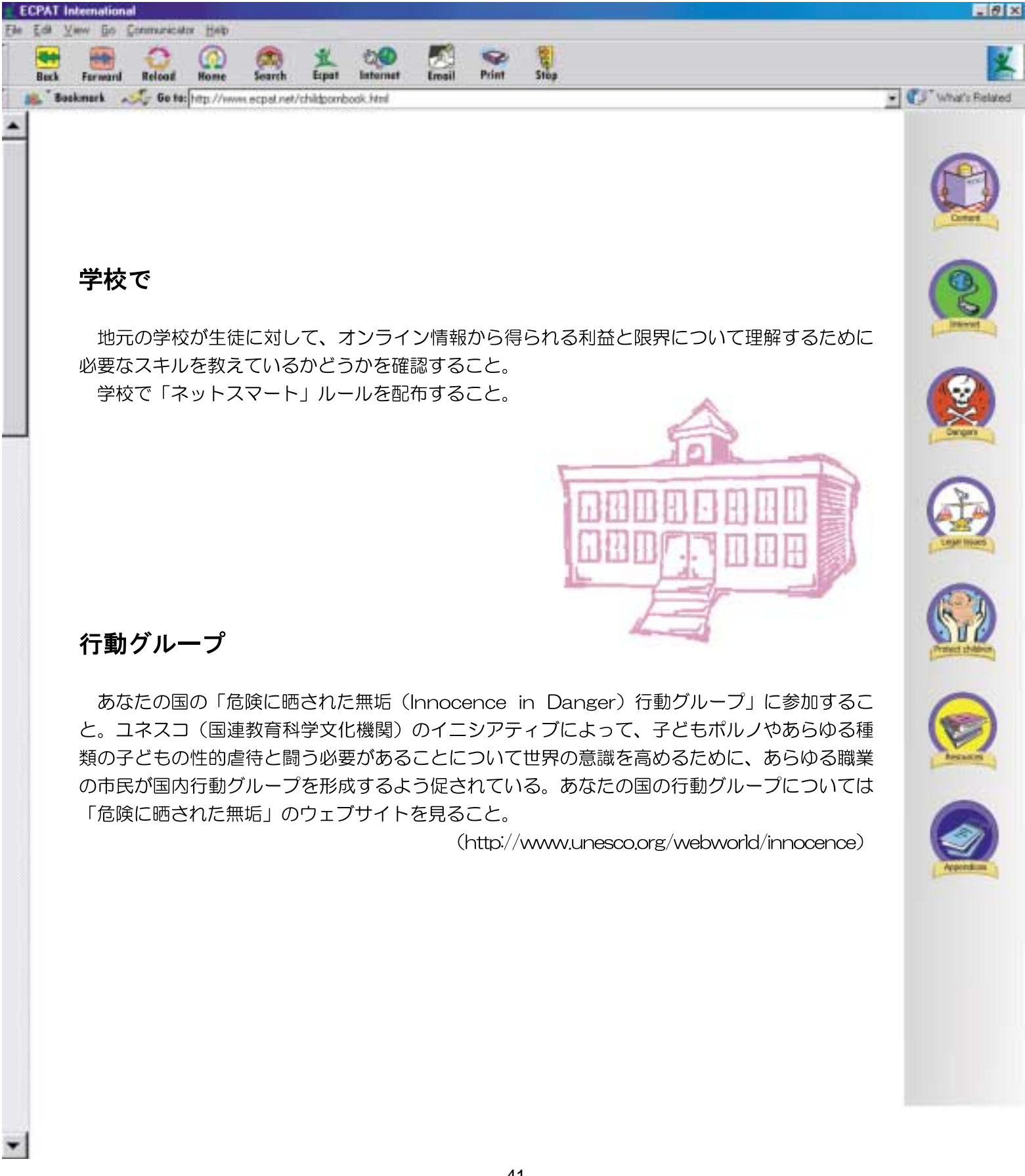
コンピュータの使い方を学ぼう！ あなたの子どもがオンラインで何をしているかを知ること。親又は保護者としての責任を引き受け、あなたのコンピュータ・キッドが「ネットスマート」となるようにすること（28ページ参照）。

フィルタリング・ソフトを購入するか、又はあなたのコンピュータにインストールされているか確認すること。



### ACPI : 「安全に遊ぼう」 (Play Safe) キャンペーン

スペインのエクパット関連団体である「子どもポルノに対する行動」(ACPI)は2000年2月に「安全に遊ぼう」という名称のキャンペーンを開始した。このキャンペーンでは、親たちが子どもの虐待の徴候や、インターネットを含めペドファイルの虐待者が活動する手段を認識できるよう教育を受けている。このキャンペーンにおける中心的な情報提供ルートは親の会と学校である。また、ACPIはインターネット上の子どもポルノを追跡し、関係機関に通報している。ACPIはボランティア職員による小さな団体に過ぎないが、短期間のうちに子どもポルノの危険に対するスペイン国民一般の意識を高めた。



## 学校で

地元の学校が生徒に対して、オンライン情報から得られる利益と限界について理解するために必要なスキルを教えているかどうかを確認すること。  
学校で「ネットスマート」ルールを配布すること。



## 行動グループ

あなたの国の「危険に晒された無垢 (Innocence in Danger) 行動グループ」に参加すること。ユネスコ (国連教育科学文化機関) のイニシアティブによって、子どもポルノやあらゆる種類の子どもへの性的虐待と闘う必要があることについて世界の意識を高めるために、あらゆる職業の市民が国内行動グループを形成するよう促されている。あなたの国の行動グループについては「危険に晒された無垢」のウェブサイトを見ること。  
(<http://www.unesco.org/webworld/innocence>)